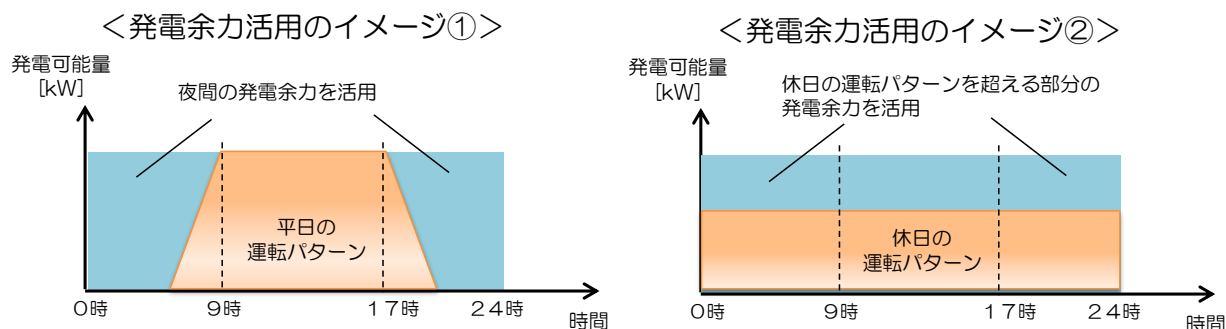


卸・I P P電源の発電余力活用の具体的スキームについて

平成23年11月
資源エネルギー庁
電力市場整備課

(1) 概要

卸電気事業者及び卸供給事業者（以下「卸・I P P事業者」という。）の電源（以下「卸・I P P電源」という。）については、例えばI P P電源では、一般電気事業者との卸供給契約において最大受給電力（kW）、年間の通告量（kWh）、D S S (Daily Start Stop)やW S S (Weekly Start Stop)等の運転パターン等が定められているが、卸・I P P電源の設備利用率を向上させて、卸供給契約を超える部分の供給力や夜間の発電余力、休日の運転パターンを超える部分の発電余力等を活用することは、供給力の増加に資すると同時に、①卸・I P P事業者は発電機の効率的な運用と有効な活用をすることが可能となり（追加的な利益等）、②卸・I P P事業者と契約する一般電気事業者（以下「現契約電力会社」という。）は、卸供給契約における固定費部分の実質的な引き下げを受け、③買い手となる電気事業者は市場におけるより安価な電源調達の可能性が高まることにより、火力代替電源の焼き増しによるコスト増加を抑制することが可能となるなど、社会全体としてのコスト低減に資する。このため、卸・I P P事業者に対し卸電力取引所等を通じた売却、小売事業者に対し積極的な電源調達をそれぞれ促す観点から、卸供給契約とは別途、発電した電力の売買が可能であることを明確化する。



(2) 基本的方針

卸・I P P電源の余力活用を実施する際に論点となる事項については、以下の通り整理する。今後、本紙を卸・I P P電源の余力活用に伴う卸・I P P事業者と一般電気事業者の契約（以下「余力活用契約」という。）のガイドラインとし、これに従って具体的な手続が実施されることが望まれる。

＜対象電源＞

- ・原則として全ての卸・I P P電源を対象とする（既契約分も含む）。

《対象時間帯》

- ・原則として全ての時間帯が対象。ただし、需給逼迫時には電力需給の安定を優先することとする。

《余力活用契約》

- ・現契約の中で固定費の回収が図られていると考えられることから、卸・IPP事業者が余力活用によって収益が得られた場合には、余力活用契約により、その一部を現契約電力会社に還元することが適当である。
- ・余力活用契約の具体的な条件は、余力活用の販売電力量（kWh）に応じてなされることを基本に、契約の簡素化の観点を踏まえながら受給両者の協議によって定めることとする。
- ・余力活用契約については、現契約分の卸供給契約の特約として、電気事業法第22条（電気事業法施行規則第28条ただし書）に基づく卸供給条件の届出が必要となる。
- ・なお、余力活用契約の締結に際しては、卸・IPP電源毎に現契約の内容が異なるため、具体的な契約条件等について当事者間で誠実かつ速やかに協議を行うことが望まれる。

《余力活用の取引形態》

- ・余力活用の取引は、日本卸電力取引所（JEPX）スポット取引を通じて行うことが望ましいが、相対取引が妨げられるものではない。

《現契約における通告変更期限》

- ・スポット取引の活用を可能とするため、現契約電力会社が卸・IPP事業者に現契約に基づく運転パターンを変更する場合は、遅くともスポット取引の入札日の前日（原則として2営業日前）までに通告する取り扱いが望ましい。ただし、JEPXで未約定となった余力分については、現契約電力会社からの通告変更があれば、通告に基づいて増出力運転を行うことが妨げられるものではない。

《現契約との関係》

- ・余力活用契約を理由として、現契約における契約上の権利が不当に損なわれることがないように留意するものとする。具体例としては、
 1. 余力活用の取引量は、当該時間帯に発電可能な出力のうち、現契約電力会社との現契約を優先した残りの部分の範囲内とする。
 2. 翌年度の年間通告量を協議により定める場合や年間通告量に対する供給実績が未達の場合等の扱いについては、現契約における扱いを維持するものとする。
 3. 自治体との協定等によって年間のNOx・SOx等の排出枠が決まっている場合、余力活用は、現契約電力会社との年間需給計画に基づく電気の供給に支障が出ない範囲内とする。

(3) 留意事項

- ・卸・IPP電源の発電余力活用の具体的スキームについては、今冬の実施状況を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

以 上